



4. 見送報告書及び決算書である監査報告書及び収支計算書については、インターネットを活用し、会表示する。また、その他の情報についても同様の方法で公表することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日をもって終わる。

(会計実施の基準)

第25条 この法人の会計に際しては、法令及びこの定款に定めたもののが、理事会において定める基準並により適用する。

(憲法の性質)

第26条 子算をもつてあるもののほか、新たに会員の会員登録の承認をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の三分の二以上の同意がなければならぬ。

第5章 解説及び会計

(解説)

第27条 この法人は、社会福祉法第46条第1項及び第3号から第6号までの解説事由により解散する。

(会員会員の解散)

第28条 締解（合併又は解散による解散を除く。）した場合における現金財産は、理事会の三分の二以上の同意によっては公認会計士のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

2 前項の規定を除いて定める事項に係る定款の変更をしたときは、更新なくその旨を生野市長に届け出なければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第30条 この定款を変更しようとするときは、理事会が同意を以て、生野市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に係るもの）を受けなければならない。

2 前項の規定を除いて定める事項に係る定款の変更をしたときは、更新なくその旨を生野市長に届け出なければならない。

第7章 公告の方法その他の事項

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、社会福祉法人北佐保育園の掲示場に掲示するとともに、官報又は電子掲示板に掲示して行う。またインターネットによる公開等の手段を活用することもできる。  
(施行期間)

## 社会福祉法人 北佐保育園 定款細則

定款第9条第1項ただし書きに定める、理事長が実行する日常の業務として理事会が定めるものは、次に掲げる事項を範囲として定める。

1. 「生野市の生野区役所の職務」を除く職員の任免
2. 朝日の日常の行政管理、福利厚生に関すること
3. 信託の受取・効力の変更のうち、当該者が法人に有利であると認められるもの、その他のやむを得ない特例の項目があると認められるもの、ただし、法人同様に重大な影響があるものを除く。
4. 罰償金の贈与に係る契約であつて予算のようなる額をもつたもの。
5. 知識工事請負や物品購入等の契約のうち次のようなる額をもつたもの。
  - (ア) 1件1,0万円未満の日常的に用掛する会計材料、消耗品等の日々の購入
  - (イ) 罰償金を要する物品の購入等
6. 基本的額以外の固定資産の取得及び改良等のための支出掛がにこれらの処分に重大な影響があるものを除く。
7. 相應その他の理由により不必要となった物品又は作業を加えて他間に銷えないと認められる物品の受取又は返却。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
8. 予算上の受入の変更
9. 入浴料・利用者の日常の処理に関すること。
10. 寄付金の受入に関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。